

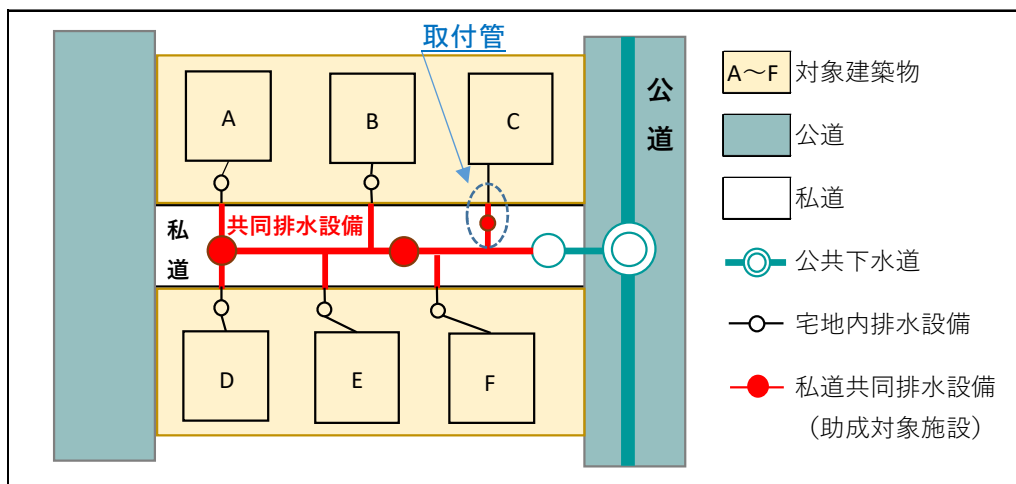
(令和7年3月作成)

私道の共同排水設備の修繕工事 補助制度

神戸市建設局

制度の趣旨

建物の排水設備について、公道等にある公共下水道に接続するために、私道に複数の建物の汚水をまとめて排除する共同排水設備を設置し、管理している地元住民の方がいらっしゃいます。本補助制度は、この公共的な性質を持つ「私道共同排水設備」の修繕工事を地元住民の方々が実施する場合に、その費用の一部を補助する制度です。



『修繕工事』とは（こんな時に使えます）

修繕工事とは、道路を掘削するなどして、不具合が確認できる部分（共同排水設備の排水管やマス）を修理し、汚水の排除機能を維持する行為としています。

（※ 工事費が消費税を含む5万円に満たない場合は、補助の対象外です。）

例1. 洗浄を行っても、汚水の流れ悪いので、原因を調査して修繕工事を行う場合
修繕工事) 管のたるみ、クラック、腐食、破損、継ぎ手部のズレを解消するため、私道を掘削して管・マスの取替えやライニング補修を行う工事

例2. 共同排水設備の破損による土砂流入
修繕工事) 管・マスの破損による土砂流入があったので、私道を掘削して排水管・マスの修繕工事を行う場合

例3. 污水管やマスからの污水漏れ
修繕工事) 破損箇所を特定するための試掘調査と、破損箇所の修繕工事

例4. マスの蓋が割れている
修繕工事) マスの蓋の取替え工事
（× 蓋のガタツキの補修は、汚水の排除に関連しないため対象外）

補助制度の『修繕工事』に含まれない維持管理作業

- ・污水管のつまりを解消する排水管・マスの洗浄作業
- ・マスの蓋のガタツキの補修
- など

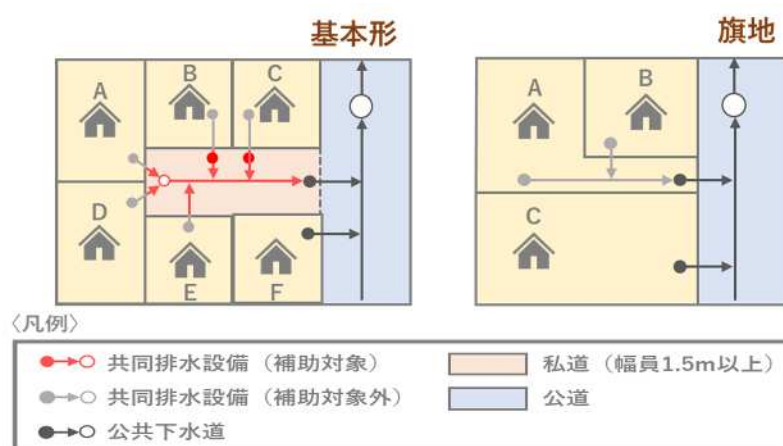
補助制度の対象となる条件

(1) 対象となる条件（下の①から④のすべてに該当する場合）

- ① 所有者の異なる2戸以上の建物（集合住宅は建物ごとに1戸と扱う）の汚水を排除する共同排水設備であること。
- ② 所有者の異なる2戸以上の建物（集合住宅は建物ごとに1戸と扱う）の住民が通行に利用する私道で、側溝を含む幅員が1.5m以上ある道路に布設されていること。
- ③ 住居の建物の排水が含まれていること
- ④ 地元住民が共同で管理していること

（国・地方公共団体、その他法人がすべて所有しているものは対象外）

<パターン図>



(2) 補助金等の額

下の経費（消費税含む）に対して、2／3の割合で補助金等を交付（上限200万円）します。

- ☐ 共同排水設備の修繕工事（不具合が確認できる箇所の修理）に要する経費及びそれに伴う調査（試掘工事含む）に要する経費
- ☐ 私道内の付帯工事（取付管の修繕、舗装復旧工）に要する経費

※ 再度、本補助制度を申請する場合は、過去に補助金等の交付を受けた翌年度から起算して、原則、5年以上経過していること。

※ 他の補助金等事業の交付を受ける経費は対象外です。

（「神戸市私道舗装等の助成」の交付を受ける場合は、舗装復旧工の経費は対象外となります）

※ 私道内の付帯工事のみの場合は補助の対象外です。

※ 工事費が消費税を含む5万円に満たない場合は、補助の対象外です。

※ 施設の更新、不動産の売買や譲渡（私道の公道への移管含む）などを目的とした工事は、本補助制度の対象外となります。

手続きの流れ

まずは、本資料に記載の補助制度の対象となる条件をご確認ください。

(1) 申請前の調整

- ・ 申請者の選出

地元等で申請者となる代表者を決めてください。

※ 申請者は、土地または建物の所有者から選定いただき、地元や土地代表者の同意のとりまとめ、施工業者との交渉、契約、完成検査の立会などのお世話をさせていただきます。

- ・ 事前に補助制度や修繕工事について相談したいとき

管轄の水環境センターにご相談ください。

※ 補助制度の対象となるかどうかの審査は、申請書及び必要書類の提出がなされた上で行います。

(2) 施工業者（指定工事店）の選定と工事内容の決定

工事を施工する神戸市排水設備指定工事店を決めてください。

また、施工する工事の内容等を調整してください。

※ 施工する工事内容が補助制度の対象となるかどうか、確認されたい場合は建設局下水道部管路課にご相談ください。なお、その際に指定工事店が同席できれば、手続きに必要な図面等の説明ができ、手続きが円滑に進みます。

(3) 申請書類の提出

事前の調査・調整等がおわれば、補助金交付申請書（様式1号）に下の必要書類を添付して、建設局下水道部管路課に提出してください。

なお、申請年度内に以下（4）～（8）までを完了させる必要があります。

<申請書に添付する必要書類>

書 類 名
☐ 事業計画書 (工程表、位置図、配管経路及び工事内容のわかる平面図)
☐ 建物および既存の排水設備の状況写真
☐ 指定工事店から徴取した工事見積書の写し (工事内容のわかる内訳書を添付すること)
☐ 関係者・権利者等の同意確認書 (原則、関係者等全員の同意)

(4) 交付の決定

提出書類を審査し、補助金等の交付について正式に決定します。審査結果は申請者へ通知書をお送りいたします。

(5) 工事の施工（補助事業等の実施）

工事を施工ください。なお、修繕工事に伴う調査（試掘工事含む）を行う場合は、調査結果を修繕工事に着手する前に建設局下水道部管路課にご報告ください。

調査の結果、工事内容の変更（補助事業に関わる場合）があれば、変更交付申請が必要です。

(6) 工事の完了確認（補助事業の完了確認）

工事が完了すれば、建設局下水道部管路課へご連絡ください。必要に応じて水環境センターの職員が申請者、施工業者立会の上での現地確認、または、実績報告書での書面確認を行います。

(7) 実績報告書の提出

補助事業等実績報告書（様式 8 号）に必要書類を添付して、建設局下水道部管路課に提出してください。

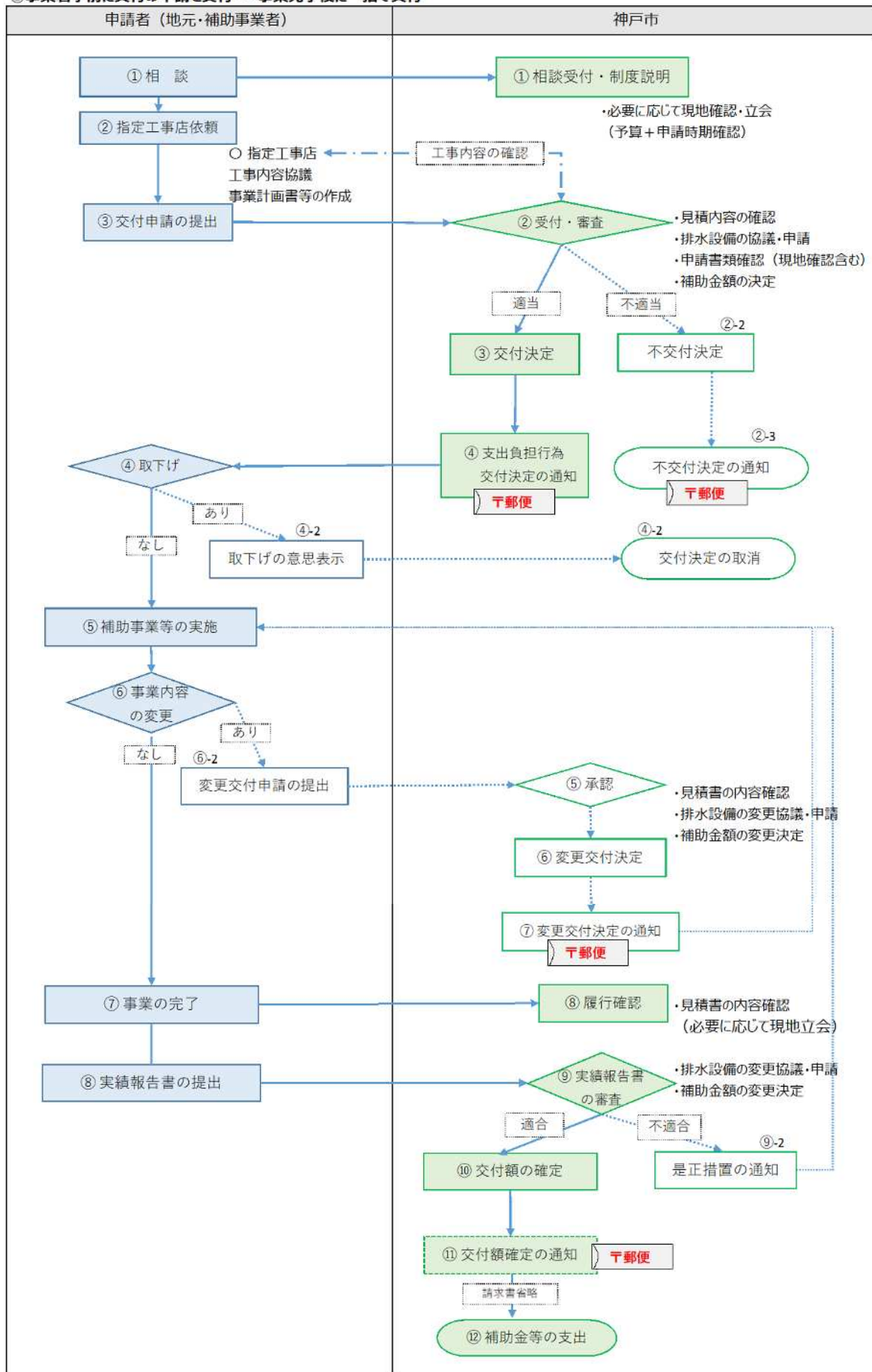
＜実績報告書に添付する必要書類＞

- ・事業の実施状況がわかる写真
- ・補助事業等に係る工事費のわかる資料（工事費請求書の写しなど）

(8) 補助金等の交付

実績内容を審査し、補助金等の交付額を確定し、通知および交付します。

①事業着手前に交付の申請を受付 → 事業完了後に一括で交付



連絡先

<ご相談先・事前に補助制度や修繕工事に関する相談をしたいとき>
東灘区、灘区、中央区にお住まいの方

東水環境センター 管理課サービス係

神戸市東灘区魚崎南町 2-1-23

TEL:078-451-0456（平日 9 時～17 時）

兵庫区、長田区、須磨区にお住まいの方

中央水環境センター 管理課サービス係

神戸市長田区南駒栄町 1-44

TEL:078-641-2711（平日 9 時～17 時）

北区にお住まいの方

中央水環境センター 管理課北下水道係

神戸市北区山田町下谷上字上ノ勝 4-1

TEL:078-581-6250（平日 9 時～17 時）

垂水区、西区にお住まいの方

西水環境センター 管理課サービス係

神戸市垂水区平磯 1-1-65

TEL:078-752-1700（平日 9 時～17 時）

<申請書類の提出先・指定工事店 決定後の補助申請に関する相談先>

建設局下水道部管路課

神戸市中央区磯辺通 3 丁目 1 番 7 号コンコルディア神戸 3 階

○ 私道の共同排水設備に関する申請

TEL:078-806-8754（平日 9 時～17 時）

<補助金制度の詳細については要綱をご確認ください>